

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年4月25日

公立大学法人大分県立看護科学大学 理事長 麻原 きよみ

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物件及び予定数量

大分県立看護科学大学情報処理教室パソコン等リース契約

(2) 納入場所

大分県立看護科学大学（大分県大分市大字廻栖野2944-9）

(3) 借入期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで（5年間）

（公立大学法人大分県立看護科学大学契約事務規程第44条第2項に規定する長期継続契約）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（令和2年大分県告示第326号）のうち、リース・レンタルとしての業務の登録をしている者であること。
- (3) この公告の日から7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（令和2年大分県告示第507号）による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 入札参加申込書を令和7年5月16日（金）午後5時までに下記3に掲げる担当部に提出し、承認を受けた者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和7年4月25日(金)から令和7年5月16日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申込書の入手場所、提出先、問合せ先

大分県立看護科学大学 事務局財務グループ

〒870-1201 大分市大字廻栖野2944-9 電話 097-586-4300

4 契約条項を示す日時及び場所

大分県立看護科学大学ホームページ上に令和7年5月22日(木) 午後5時まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 入札説明書等の交付場所及び日時

上記4に同じ

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年5月23日(金) 午後2時00分

(2) 場所

大分市大字廻栖野2944-9 大分県立看護科学大学管理棟3階中会議室

※5分前までに入場すること。

※郵送による入札は認めない。

※入札書は封筒に入れ、封筒の表面に宛名、入札件名を記入すること。

(3) 再度入札

開札した場合において、落札者がいないときは、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行う。

8 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に公立大学法人大分県立看護科学大学を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 上記2(2)の資格を取得した者(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

9 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に公立大学法人大分県立看護科学大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国、都道府県、国立大学法人、公立大学法人のいずれかと種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効

公立大学法人大分県立看護科学大学契約事務規程第18条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

11 最低制限価格に関する事項

設定しない。

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札しない場合は、再度入札を2回まで行う。
- (4) 3回の入札で落札者がいない場合、随意契約に移行する。

13 その他

- (1) 本案件は、公立大学法人大分県立看護科学大学契約事務規程第44条第2項に規定する長期継続契約である。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。